

10月16日 第3陣避難者訴訟・第4回弁論 期日報告

1 意見陳述の状況

第4回弁論では、第3陣原告の多くの方が居住していた「ふるさと富岡町」に関する準備書面を提出しました。

続けて、原告の猪狩俊幸さんの意見陳述が行われました。

第1回期日から毎回続けてきた原告の意見陳述は、今回で4人目となります。

猪狩さんのご先祖は、父方・母方共に江戸時代から富岡町にて生活を続けてこられており、猪狩さんにとって富岡町は、まさに先祖伝来の地になります。

猪狩さんは大学での自由な生活を謳歌された後、ふるさと富岡町に戻り、富岡町職員として定年まで奉職され、定年後は家業の農業に専念されました。

4人の子どもに恵まれた猪狩さんは、原発事故発生当時、次男が家業を継ぐことが決まり、また、次女は富岡町内企業での就職が内定していたため、奥様、次男、次女と同じ屋根の下で生活していました。

また、富岡町在職中には、「町民大運動会」の主催者事務局として奔走されたほか、町内外で行われた運動会やスポーツ大会にも参加されてきました。

富岡町退職後には、地域作りを目的として「大原邑づくり推進協議会」を結成され、「福島県知事賞」や「全国農業協同組合長表彰」を受賞されるなどの成果を上げつつ、さらには、合鴨農法を通じた地元産品づくりにも精力的に関わってこられました。

こういった猪狩さんの充実した日々の営みは、原発事故によって奪われました。

避難先を転々とした生活を余儀なくされ、長い避難生活の末、断腸の思いで富岡での生活再建を断念し、福島市に自宅を再建されました。

また、子どもたち世帯と生活を共にするという人生設計も断念することになりました。

それでもなお、富岡への望郷の念は断ちがたく、子どもたちに反対される中にあっても、両親や先祖が眠る富岡の墓に入ることを決意されています。

富岡町在職中に、東電や原子力安全保安院の担当者から「原子力発電所は、地震や津波に対して万全であり、安全性に問題ありません」との説明がなされてきたことについて、「まことに空虚な言葉であったと思いますが、まことに残念です。」と述べられ、最後に「戻れるものなら、戻りたい。それが私の心からの叫びです。」と締めくくられたことがとても印象的でした。

続けて、準備書面を担当した横浜の大川弁護士から、意見陳述が行われました。

大川弁護士からは、富岡町を例に「ふるさと喪失」を具体的に考察するという切り口から、原発事故前の富岡町の歴史、産業、商圈について具体的な数字に基づいた指摘を行い、本件事故が富岡町にもたらした影響について指摘しました。

特に衝撃的だったのは、富岡町内に帰還した人数（町内在住者）が、本年8月時点でわずか736人とどまっており、事故前との比較では5.6%にすぎないという指摘です。

ちなみに、この「町内居住者」には、震災前からの町民ではない「新規転入者」も含まれています。従って、「避難していた町民の中で、町に戻った人の数」はこれよりもはるかに少ないことになります。

また、震災前には1,539人の子どもが通っていた小中学校には、今年度わずか20人の子どもしか通っていません。この事実は、学齢期の子どもを持つ若い世代がほとんど町に戻っていないことを物語ります。

大川弁護士は、こういった様々な客観的な指標を示した上で、『この裁判では、この「ふるさと喪失」という損失をあえて金銭的評価の対象とすることが課題になっていますが、原告はじめ避難者の方々が本当に言いたいことは「お金はからないから、あのふるさとを返してほしい」ということだと思います。すなわち「ふるさと」は抽象的観念的な存在ではなく、具体的経験を通じて住民一人一人の血肉と化しているものであるということの重さを、裁判所に理解していただきたいと考える次第です。』と締めくくりました。

2 今後の予定

次回裁判では、当方からの第2回期日から第4回期日までに出した主張に対し、東電からの反論文が提出されることになりました。

回りの期日は、12月18日火曜日午後4時開廷になります。

弁護団では、「ふるさと喪失」の実態を裁判所に更に伝えるための準備をすすめており、11月14日に原告の方々の案内のもと、富岡町の視察を行うことになりました。

「是非ここは裁判所に見て欲しい！」というおすすめスポットがありましたら、是非とも弁護団にご紹介ください！

また、第4回期日にも多くの原告の方々が傍聴にお越しくださいましたが、残念ながら傍聴席に空席が出てしまいました。原告団の熱気を裁判所に伝えるためには、皆さまのご協力が必要です。お誘い合わせの上、次回期日にも是非お越し頂ければと思います。